

前金払割合の引き上げ特例措置終了について

平成 29 年 6 月 26 日
水戸市財務部契約検査課

本市では、平成 23 年 5 月から東日本大震災に伴う公共工事の前金払割合について、請負代金額が 130 万円以上の建設工事等に係る設計・調査及び測量業務委託は 40%、土木建築工事は 50%と引き上げて実施しておりました。

今回、概ね災害復旧工事も完了したことから、公共工事等の前金払割合を 130 万円以上の建設工事等に係る設計・調査及び測量業務委託は 30%、土木建築工事は 40%とします。

また、中間前金払については、前述のとおり前金払割合の変更に伴い、土木建築工事に係る材料費等相当額の 20%と合計した材料費等相当額の前払率を 60%とします。

前払金超過額の返還については、請負代金の額が減額された場合において、既に支払った前払金の額が減額後の請負代金の 50%（中間前払金を受けている場合は 60%）を超えるときとします。

※ 詳細については、「水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項」をお読みください。

施行期日：平成 29 年 7 月 1 日以降の指名・公告から適用する。

改正概要

1 前払率の変更

請負代金額が 130 万円以上の指名・公告案件

- 建設工事等に係る設計・調査及び測量業務委託においては、前払率を 30%に変更します。
- 土木建築工事においては、前払率を 40%に変更します。

2 中間前払率の変更

- 上記 1 において、既にした前払金の額と合計した前払率を 60%に変更します。

3 請負代金額の変更に伴う措置

- 前払金超過額の返還については、請負代金の額が減額された場合、既に支払った前払金の額が減額後の請負代金の 50%（中間前払金を受けている場合は 60%）を超えるときとします。